

お願い

窓口にて、現金払いの事業所様

廃棄物処理手数料後納取扱登録の手続きを!!

新規事業者の皆さん、既に清掃センターに可燃ごみや生ごみを搬入され、現金にて廃棄物処分手数料をお支払されている事業者の皆さん、1ヶ月分をまとめてお支払いいただく廃棄物手数料後納取扱制度をご存知ですか。

町所定の後納取扱登録申請書を提出いただきますと、後納取扱登録証が発行され、窓口に登録証を掲示することでその都度の現金払いの必要がなくなります。

別紙、「廃棄物処理（処分）手数料後納取扱登録申請から手数料納付までの流れ」をご覧ください、後納取扱の手続きをお願いいたします。

後納取扱登録をするとこんなことが便利に

- 窓口にて登録証を掲示するだけで現金払いの必要なし。
お支払いは1か月分まとめて翌月払いに。
- 口座振替払、納付書払どちらかを選択できます。
(通年営業されない場合は、納付書の郵送ができませんので、
口座振替でお願いします。)

◆ ご協力を ◆

- 廃プラスチック類（PETボトル含）、ガラス類（空き瓶含）、金属くず（空き缶含）等、産業廃棄物となるごみは、清掃センターに資源ごみや不燃ごみとして搬入できませんので、自らの責任と負担により適正な処理をお願いします。
- 町では、事業系一般廃棄物の収集・運搬は行っていませんので、ごみステーションへの排出はしないでください。
- 窓口でのトラブル防止のため、日本語をある程度理解される方による搬入、または同乗での搬入をお願いします。

問い合わせ先

倶知安町役場住民環境課廃棄物対策係

TEL 56-8008